

徳島県地域医療構想について

1. 策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37年）年を見据え、限られた医療資源を有効に活用しつつ、「効率的かつ質の高い医療提供体制」を構築することが求められている。

平成26年度には、このような医療制度改革の必要性から医療法が改正され、都道府県は「地域の医療提供体制の将来のあるべき姿」を描く「地域医療構想」を策定することとされた。

2. 基本理念

必要病床数等の数値を機械的にあてはめて、病床の削減を目指すものではなく、「全ての患者に適応した医療・介護サービスが提供されること」を目指す。

3. 主な内容（地域医療構想策定ガイドラインに基づき策定）

（1）2025年の医療需要と必要病床数

4つの病床機能について構想区域ごとに推計

- ① 高度急性期（西部圏域除く）、急性期、慢性期は全ての構想区域で減少
- ② 回復期は全ての構想区域で増加

| 医療機能 | 2025年の 必要病床数(A) | 2014年の 病床機能報告(B) | (A)-(B) | 増減率(%) |
|-------|--------------------|---------------------|---------|--------|
| 高度急性期 | 718 | 1,514 | ▲ 796 | ▲ 52.6 |
| 急性期 | 2,393 | 3,667 | ▲ 1,274 | ▲ 34.7 |
| 回復期 | 3,003 | 1,690 | ▲ 1,313 | ▲ 77.7 |
| 慢性期 | 2,880 | 5,285 | ▲ 2,405 | ▲ 45.5 |
| 計 | 8,994 | 12,156 | ▲ 3,162 | ▲ 26.0 |

留意点：病床機能報告は、医療機関が4つの医療機能のうちから1つを選択して報告したもので、必要病床数はレセプトデータ等を区分して推計したものであり、完全に一致する性質のものではないことに留意する必要がある。

（2）将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

- ① 病床機能の分化・連携
 - ・ 高度急性期から在宅等に至る一連の医療・介護をシームレスに提供
 - ・ 病院完結型から地域完結型医療に転換するためICTを積極的に活用
- ② 在宅医療等の充実
 - ・ 療養病床に代わる新たな施設類型により、受け皿となる施設整備を推進
 - ・ 地域包括ケアシステム等による認知症患者の見守り体制の構築
- ③ 医療従事者の確保・養成
 - ・ 在宅医療を担う医師・歯科医師、看護職員の養成及び多職種協働の推進
 - ・ 寄附講座、地域枠等を活用して地域偏在解消、県内定着を促進

（3）地域医療構想の実現に向けて

